

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成26年 7月18日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 8 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	サービス建屋放射性試料分析室排風機(A)用電動機の電源ケーブル(白相)において、端子部絶縁処理表面の絶縁テープに劣化(過熱と思われる溶融痕)が認められたため、当該端子部を点検・修理。	GⅢ	
2	2号機	原子炉補機冷却系第2中間ループ換気空調系冷却水格納容器出口弁用電動弁において、電動機駆動部下部に潤滑油(グリス)溜まり(約50cc)が認められたため、当該電動機駆動部を点検・修理。なお、駆動部下部に受けパンを設置。	対象外	H26.7.25再審議にてグレード変更 GⅢ→対象外
3	2号機	原子炉冷却材浄化系吸込配管調節弁用電動弁において、電動機駆動部下部に潤滑油(グリス)溜まり(約80cc)が認められたため、当該電動機駆動部を点検・修理。なお、駆動部下部に受けパンを設置。	対象外	H26.7.25再審議にてグレード変更 GⅢ→対象外
4	4号機	交流120Vタービン建屋計測用分電盤(No.1)内の配線用しゃ断器(CKT-4, 6, 10)において、しゃ断器の切操作ができないことが認められたため、当該しゃ断器を交換。	GⅢ	
5	4号機	交流120Vタービン建屋計測用分電盤(No.1)内の配線用しゃ断器(CKT-2, 8, 12)において、二次側の絶縁抵抗不良が認められたため、当該機器を点検・修理。	GⅢ	
6	4号機	交流120Vタービン建屋計測用分電盤(No.1)内の配線用しゃ断器(CKT-20)において、二次側の絶縁抵抗不良が認められたため、当該機器を点検・修理。	GⅢ	
7	4号機	交流120V中央制御室計測用分電盤(4B-1, 4B-2)内の配線用しゃ断器(4B-1:CKT-21, 4B-2:CKT-11)において、しゃ断器の切操作ができないことが認められたため、当該しゃ断器を交換。	GⅢ	
8	4号機	計装用圧縮空気系乾燥器(B)冷却再生空気入口弁用電磁弁において、異音が認められたため、当該電磁弁を点検・修理。	GⅢ	